いすみ市選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職の請求）、第81条第1項（長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第5条第15項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年11月7日

いすみ市選挙管理委員会委員長　山口　明也



1　地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数

593人

2　地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数

9,874人

3　市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数

4,937人